

元本確保型 < 損害保険 >

確定拠出年金傷害保険

愛称：ハッピーエイジング・アニー

商品提供会社(引受保険会社):損害保険ジャパン日本興亜株式会社

運用商品の種類	積立型の損害保険
元本保証	あり(確定拠出年金法における元本確保型の運用商品です)
運用期間	無期限
利益の見込み	保証利率によってお知らせします

1 運用商品の特色

- ◆ 確定拠出年金法において元本確保型の運用商品として認められている、確定拠出年金制度専用の商品です。
- ◆ 他の運用商品へのスイッチング(預け替え)のための解約はいつでもできます。またいつ解約しても元本は保証されます。
- ◆ 加入者等が急激かつ偶然な外来の事故によって身体に傷害を被り、その直接の結果として死亡した場合に保険金が支払われます。
- ◆ 保険の機能は小さく、貯蓄性をより重視した運用商品です。

2 運用のしくみ

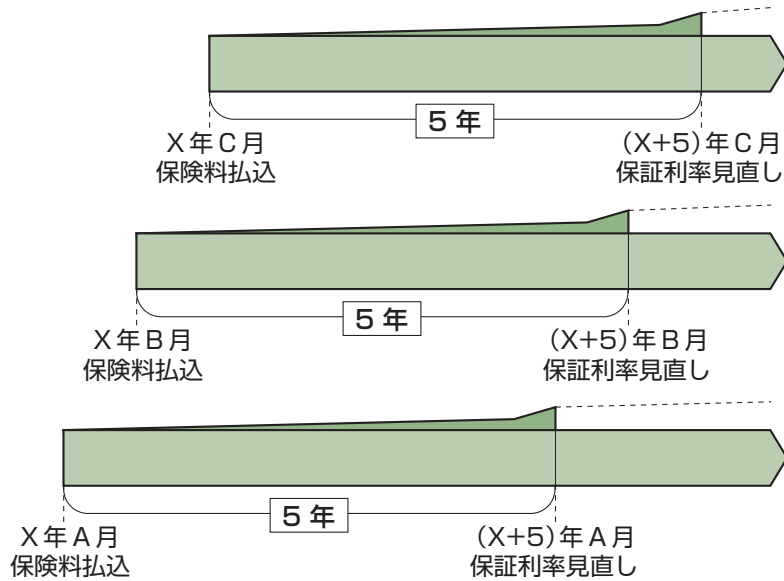
- 当運用商品に配分された資金は保険料として払い込まれ、引受保険会社によって運用されます。
- あらかじめ決められた満期はありません。
- 運用に際しては保証利率が適用されます。

* 保証利率: 資金を当運用商品で5年間運用する場合の年平均利回りです。当運用商品は保険料を払い込む時点で5年後の返れい金の額が決まります。その金額をもとに計算された利率です。(返れい金については< 4. 保険契約の概要 >をご覧ください。)

$$\text{保証利率} = \frac{\text{保険料払込時点で確定した5年後の返れい金の金額} - \text{払込保険料}}{5\text{年}} \div \text{払込保険料} \times 100$$

- ・ 保証利率は、市場金利を勘案して毎月決定されます。(実際に適用される保証利率は、アンサーネット(Webサービス)、アンサーセンター(コールセンター)にてご確認ください。)
- ・ 保険料の払込と同時に適用される保証利率は、5年間固定されます。その後、5年を経過することにその時点の保証利率が適用されます。
- ・ 保証利率は、5年間の途中で解約した場合には適用されません。その場合には、保険料の払込から解約までの経過期間に応じた返れい金が支払われます。(返れい金の額が元本を下回ることはありません。)

運用のイメージ



3 保険契約の概要

当運用商品は確定拠出年金傷害保険普通保険約款に基づく保険商品です。

保険契約の関係者

保険契約者	保険契約の当事者として引受保険会社と保険契約を締結する者をさします。 * 企業型……資産管理機関 * 個人型……国民年金基金連合会から委託を受けた事務委託先金融機関
被保険者	保険の対象となる方です。当運用商品に運用指図を行う加入者等をさします。
引受保険会社	損害保険ジャパン日本興亜株式会社

当運用商品で支払われる保険金・返れい金

■ 保険金

- 保険期間中に被保険者が急激かつ偶然な外来の事故によってその身体に傷害を被り、その直接の結果として死亡した場合に支払われます。

※ただし、以下によって生じた傷害に対しては、保険金は支払われません。
被保険者の故意または重大な過失、自殺行為、犯罪行為または闘争行為
被保険者の遺族の故意または重大な過失
被保険者の無資格運転、酒気帯び運転、麻薬等を使用しての運転
被保険者の脳疾患、疾病、または心神喪失
地震もしくは噴火またはこれらによる津波
戦争、暴動（テロ行為は除きます）等

- 支払われる金額は疾病等死亡時返れい金の額の1.1倍となります。
- 保険金の支払事由が発生した場合は、被保険者の遺族の方はすみやかに運営管理機関までご連絡ください。
- 引受保険会社は、被保険者の遺族の方に対して、保険金支払いのために必要な調査を行うことがあります。（ここでいう遺族とは確定拠出年金法および年金規約に定められた死亡一時金の受給権者をさします。）

■ 疾病等死亡時返れい金

- 保険金の支払事由以外の事由により被保険者が死亡した場合に支払われます。

■ 返れい金

- 当運用商品を他の運用商品に預け替える場合（スイッチング）または、給付を受けるために解約（換金）する場合に支払われます。

4 個人の持分（個人別管理資産の額）

当運用商品の個人別管理資産の額は、返れい金によって表します。

5 その他の重要事項

- 保険金や返れい金は保険契約者である資産管理機関等に支払われます。その後、被保険者や遺族の申請に応じ、確定拠出年金制度の給付として資産管理機関等から加入者等や遺族に支払われます。
- 当運用商品は運用成果を利回りに反映させる特別勘定商品ではありません。

6 お取引メモ

- 運用は、掛金・移換金による運用商品の購入およびスイッチング（預け替え）によって行います。
- 運用の指図は、アンサーネット(Webサービス)、アンサーセンター(コールセンター)から行うことができます。

スイッチング（預け替え）

スイッチングでは、保有運用商品の全部または一部を解約（換金）し、その代金で他の運用商品を購入します。したがって、運用の指図は解約（換金）と購入を同時に行います。解約（換金）のみの指図はできません。

一部解約について

当運用商品では払い込まれた保険料ごとにひとつの契約単位として返れい金を計算しその合計を個人の持分（個人別管理資産）とします。ただし、一部解約を行う際には各契約単位を同比率で解約し返れい金を支払います。契約単位を選んで解約することはできません。

〈購入時（保険料払込時）〉

取引単位	1円以上1円単位
適用される保証利率	保険料の払込通知日の翌日の保証利率
保険責任開始日	保険料の払込通知日の翌日
手数料	なし

〈解約時（換金時）〉

取引単位	1円以上1円単位
手数料	なし
税金	確定拠出年金制度においては、解約時（換金時）に発生した利益に対する所得税・地方税の課税はありません
返れい金の支払	払出通知日から起算して原則4営業日目

保険料の払込通知日・払出通知日

原則下記のとおりとなります。

掛金・移換金による 購入（保険料払込）

資産管理機関への入金日の前日の24時までには受付けた運用指図について、払込通知日は翌営業日となります。

*個人型では、国民年金基金連合会より委託を受けた事務委託先金融機関に入金後、国民年金基金連合会の定めに従い所定の日に保険料の払込通知が行われ、その日が保険料払込通知日となります。

スイッチング (預け替え)

●解約（換金）

毎営業日の24時までには受付けた運用指図について、払出通知日は翌営業日となります。

* 保険会社は、この払出通知日を基準に返れい金を計算します。

●購入（保険料払込）

運用指図は解約（換金）と同時に行いますが、保険料払込日は解約（換金）代金の資産管理機関または国民年金基金連合会から委託を受けた事務委託先金融機関への入金日となります。

7 損害保険の保護のしくみ

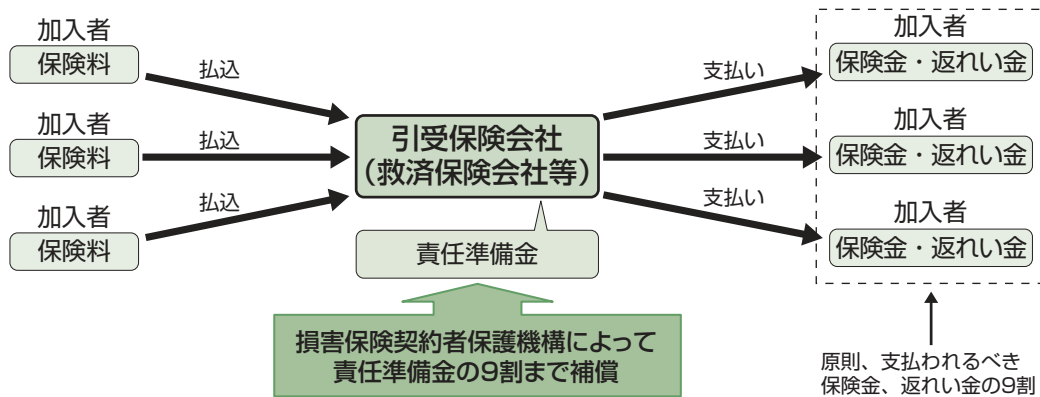
引受保険会社が経営破綻した場合または引受保険会社の業務もしくは財産の状況に照らして事業の継続が困難となり、法令に定める手続きに基づき契約条件の変更が行われた場合には、支払われるべき保険金・返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。

なお、当運用商品は損害保険契約者保護機構の補償対象となりますので、引受保険会社が経営破綻した場合には、支払われるべき保険金・返れい金等の9割までが補償されます。

ただし、経営破綻時以降、保険契約に適用される予定利率等が変更される可能性があり、その場合には、保険金、返れい金が上記補償割合を下回ることとなります。

※なお、今後の法改正等によっては変更となる場合がありますので、ご注意ください。

◆詳細につきましては、損害保険契約者保護機構までお問い合わせください。（問い合わせ先:電話03(3255)1635)



※責任準備金…当運用商品に払い込まれた保険料のうち、将来の保険金、返れい金の支払のために引受保険会社が積立・運用している資金のことです。

(平成26年5月現在)

■当保険商品は損害保険契約者保護機構による補償対象商品です。

■当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、加入者の皆さまに対して、当商品の内容をご説明するために作成したものであり、当該保険商品の勧誘を目的とするものではありません。

■当資料は、運営管理機関(損保ジャパン日本興亜DC証券)が信頼できると判断した諸データに基づいて作成しました。